

表3 【減免対象施設一覧表】

番号	根拠法 (市税条例施行規則)	対象	要件等	資産割	従業者割	証明書類等
1	10条 ①(2) ア	教科書出版事業 施設	教科書の出版に係る売上金額が出版物の販売事業に係る総売上金額の2分の1に相当する金額を超える場合の当該事業用施設	1/2	1/2	
2	" ①(2) イ	演劇興行用施設	(ア) 公益性を有すると認められるもの (イ) 定員制劇場で、舞台等が客席部分の延面積に比し、広大であると認められるもの	(ア) 1/2 (イ) 舞台 1/2	—	
3	" ①(2) ウ	指定自動車教習所	道路交通法第99条の規定による指定自動車教習所	1/2	1/2	公安委員会の指定を受けた証書
4	" ①(2) エ	修学旅行用バス施設	一般貸切旅客自動車運送事業者が修学旅行等の用に供する施設	※一定割合		認可を受けた事を証する書類等
5	" ①(3) ア	酒類卸売業の保管用倉庫	酒税法第9条に規定する酒類の販売業のうち卸売業に係る酒類の保管のための倉庫	1/2	—	販売免許の証明書類等
6	" ①(3) イ	タクシー事業用施設	タクシーの台数が250台以下のタクシー事業者が本来の事業の用に供する施設で、事務所以外の施設	全部	全部	免許を受けた事を証する書類等
7	" ①(3) ウ	中小企業近代化助成施設	小規模企業者等設備導入資金助成法に基づく貸付を受けて設置された施設で、連携等又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業に該当するもの	全部	全部	資金の貸付を証する書類
8	" ①(3) エ	農林中央金庫等	農林中央金庫がその本来の事業の用に供する施設	全部	全部	
9	" ①(3) オ	農業協同組合等の共同利用施設	農業協同組合、水産業協同組合、森林組合等が農林水産業者の共同利用に供する施設	全部	全部	
10	" ①(3) カ	果実飲料等の保管用倉庫	果実飲料の日本農林規格第1条に規定する果実飲料又は炭酸飲料の日本農林規格第2条に規定する炭酸飲料の製造業に係る製品等の保管のための倉庫(延面積3,000m ² 以下の場合に限る)	1/2	—	
11	" ①(3) キ	機械染色整理業の保管用施設	ねん糸・かさ高加工糸・織物及び綿の製造を行う者並びに機械染色整理業の事業を行う者で中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者に該当するものが原材料、製品の保管の用に供する施設	1/2	—	
12	" ①(3) ク	倉庫及び上屋	倉庫業法に規定する倉庫業者が本来の事業の用に供する倉庫又は港湾運送事業法に規定する港湾事業等の上屋で、大分市内の施設に係る事業所床面積の合計面積が倉庫又は上屋のそれぞれについて30,000m ² 未満のもの	全部	全部	倉庫業の許可又は港湾事業の免許を受けた事を証する書類
13	" ①(4) ア	ビルメンテナンス業又は列車内において食堂及び売店の業務用施設	(ア) ビルメンテナンス業(ビルの室内清掃、設備管理等の事業)を行う者の従業者のうち、当該事業に従事する者 (イ) 列車内において食堂及び売店の事業を行う者の従業者のうち、当該事業に従事する者	—	(ア) 全部 (イ) 1/2	該当従業者の支払給与総額明細
14	" ①(4) イ	古紙回収事業の用に供する施設	古紙の回収の事業を行う者が、当該事業の用に供する施設	1/2	—	
15	" ①(4) ウ	家具保管用施設	家具の製造又は販売の事業を専ら行う者が、製品又は商品の保管のため要する施設	1/2	—	当該面積が判定できる図面等
16	" ①(4) エ	コンテナ貨物に係る荷さばきの用に供する施設	港湾法第2条第4項に規定する臨港地区として定められるべき地区において、外国貿易のため外国航路に就航する船舶により運送されるコンテナ貨物に係る荷さばきの用に供する施設	1/2	—	
17	" ①(4) オ	つけものの製造用施設	野菜又は果実(梅に限る)のつけものの製造業者が直接これらとの製造の用に供する施設のうち、包装、びん詰、たる詰その他これらに類する作業のための施設以外の施設	3/4	—	

※上記4の減免割合 =

当該旅行に係るバスの走行キロメートル数の合計

当該事業者の本来の事業に係るバス走行キロメートル数の合計数

× 1

2

【天災による減免】

損 害 の 程 度	軽減又は免除の割合
全壊、流出、埋没等により家屋の原型をとどめないとき又は復旧不能のとき	10分の10
主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の6以上の価値を減じたとき	10分の8
屋根、内壁、外壁、建具等に損傷を受け、使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき	10分の6
下壁、畳等に損傷を受け使用目的を損じ、修理又は取替を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき	10分の4